

弘前市の統一的な基準による財務書類等 (概要版)

— 令和5年度 —



弘前市マスコットキャラクター
「たか丸くん」

令和7年3月

弘前市 財務部 財政課

目 次

I 地方公会計制度について

- I-1 地方公会計制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- I-2 地方公会計制度の経緯及び本市の取組状況・・・・・・・・・・ 2

II 固定資産台帳について

- II-1 固定資産台帳の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- II-2 固定資産台帳整備・更新の必要性・・・・・・・・・・ 3

III 統一的な基準による財務書類の基本的事項

- III-1 財務書類等作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- III-2 財務書類等とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- III-3 財務書類4表の相関関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- III-4 作成財務書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- III-5 財務書類の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

IV 財務書類の内容

- IV-1 貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- IV-2 行政コスト計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- IV-3 純資産変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- IV-4 資金収支計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

V 財務書類に基づく分析指標

- V-1 純資産比率及び将来世代負担比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- V-2 歳入額対資産比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- V-3 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）・・・・・・・・・・ 20
- V-4 一般会計等における有形固定資産の行政目的別割合・・・・・・・・ 22

I 地方公会計制度について

I-1 地方公会計制度の目的

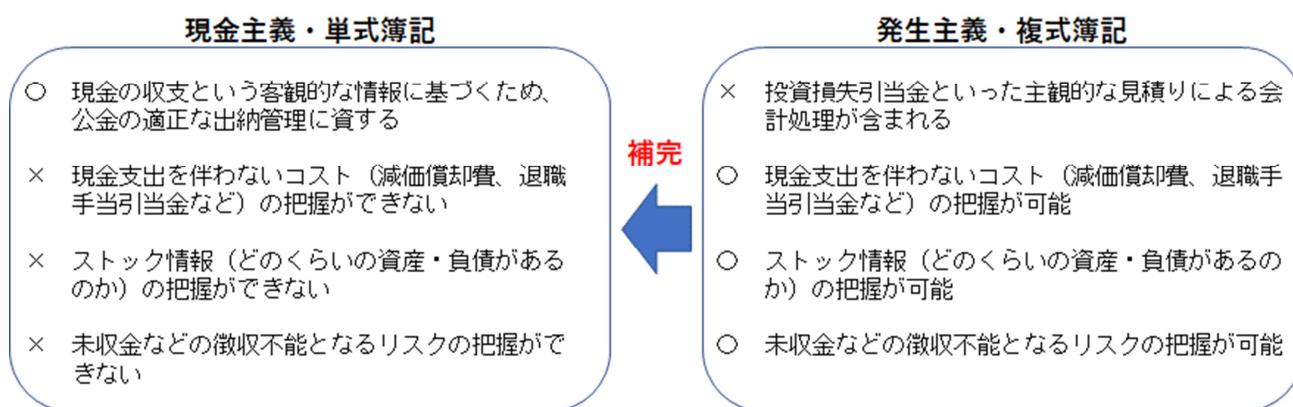
現在の地方公共団体の会計処理は、水道事業会計や下水道事業会計などの一部の会計を除き、予算の適正・確実な執行を図る観点から、現金の授受の事実を重視する「現金主義・単式簿記」を採用しています。

しかし、「現金主義・単式簿記」は現金の流れが明確で分かりやすい長所がある一方で、大きく2点の短所があります。1点目は、これまでにどのくらいの資産が形成されているか、また、どのくらいの負債があるのかといった「ストック情報」が把握できないこと、2点目は、減価償却費や退職手当引当金など、現金の支出が伴わない「コスト情報」が把握できないことです。

財政状況の『見える化』を図り、これまで以上に説明責任を適切に果たしていく観点から、「現金主義・単式簿記」の短所を補完するものとして、「発生主義・複式簿記」の導入が重要となります。

また、「発生主義・複式簿記」を導入することで、これまで見えにくかった「ストック情報」や「コスト情報」が明らかとなり、公共施設等のマネジメントの充実や財政運営の効率化・適正化などに活用することも可能となります。

上記のとおり「現金主義・単式簿記」を補完するものとして「発生主義・複式簿記」を導入した財務書類等（「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」など）を作成・公表すること等により、適切な説明責任の履行と財政運営の効率化・適正化を図ることが地方公会計制度の目的となります。



I-2 地方公会計制度の経緯及び本市の取組状況

これまで本市では、「総務省方式改訂モデル」と呼ばれる会計基準に基づき、平成20年度決算より財務書類等を作成・公表してきました。

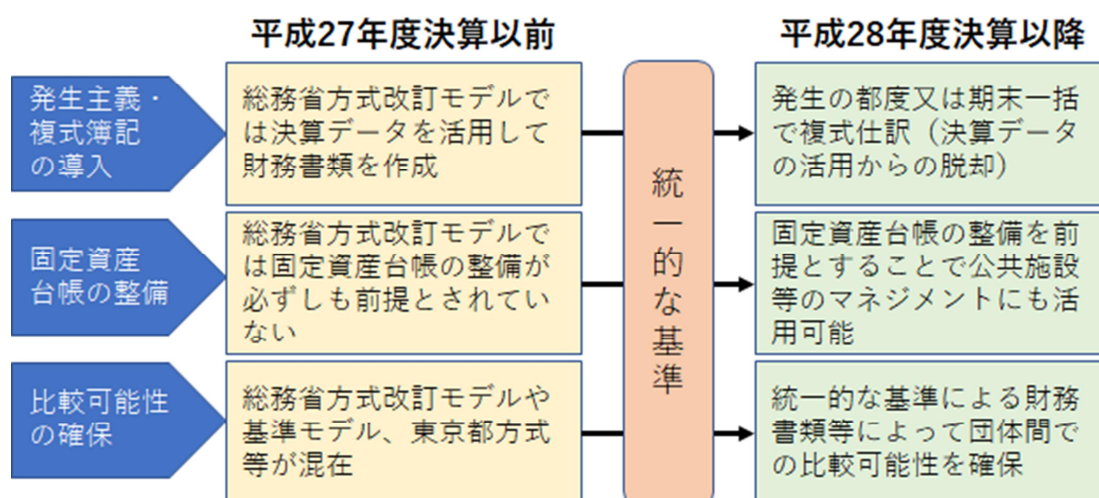
「総務省方式改訂モデル」とは、既存の決算情報を活用した簡便な作成方法であることから、財務書類等を作成するにあたり、新たなシステムを導入する必要がないなど、負担が軽減される一方で、寄附や所管替えなどによる現金支出が伴わずに取得した資産情報が不足しているなどといった課題が指摘されていました。

また、「総務省方式改訂モデル」以外にも「基準モデル」や「東京都方式」など、様々な会計基準が存在していたことから、会計基準が異なる他団体との比較が困難な状況となっていました。

このような状況の中で、総務省は平成26年度に「統一的な基準」を示し、平成27年1月に発出の総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」により、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において「統一的な基準」による財務書類等を作成するよう要請されています。

「統一的な基準」では、伝票単位で処理を行う複式仕訳と固定資産台帳の導入が前提とされており、前述の地方公会計制度の課題を解決する内容となっています。

本市では、平成27年度から固定資産台帳の整備など、統一的な基準による地方公会計整備の準備作業に着手し、平成28年度決算から統一的な基準による財務書類等を作成・公表しています。



Ⅱ 固定資産台帳について

Ⅱ-1 固定資産台帳の概要

固定資産台帳とは、地方公共団体が所有する全ての固定資産（道路、公園、学校など）について、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を記録・管理するための帳簿です。また、統一的な基準による財務書類等作成の基礎となる補助簿としての役割も果たし、取得価格や耐用年数などを網羅的に記載した内容となっています。

固定資産台帳の主な内容

○土地

学校や道路などの土地



○工作物

道路や橋りょうなどの工作物



○立木竹

防風林などの立木竹



○建物

庁舎や学校などの建物



○物品

車輛や美術品などの物品



○無形固定資産

ソフトウェアや温泉権などの無形固定資産



Ⅱ-2 固定資産台帳整備・更新の必要性

現行制度上、各地方公共団体では、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や、個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっていますが、これらの台帳は主に数量面の管理を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報の把握が前提とされておりませんでした。また、全ての固定資産を網羅する台帳は整備することとなっていなかったのが現状です。

固定資産は、地方公共団体が所有する財産の中で、特に大きな割合を占めるものであり、地方公共団体の財政状況を正しく把握し、適切な公共施設のマネジメント等を推進していくためには、正確な固定資産に係る情報の把握が重要となります。

以上のことから、統一的な基準による財務書類等作成の補助簿として活用するだけでなく、適正な公共施設のマネジメント等を推進していくためにも、固定資産台帳の整備・更新は必要不可欠となります。

Ⅲ 統一的な基準による財務書類の基本的事項

Ⅲ-1 財務書類等作成方法

総務省より示されている「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき作成しています。また、本市では期末一括仕訳を採用しています。

Ⅲ-2 財務書類等とは

財務書類等は、「財務書類4表」、「附属明細書」、「注記」で構成されています。
財務書類4表とは、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」を指し、各表の概要につきましては、下記のとおりです。
なお、各表の詳細につきましては「Ⅳ 財務書類の内容」に記載しています。

○ 貸借対照表

弘前市が保有する資産とその資産に対する財源の調達源を表します。

○ 行政コスト計算書

資産形成を伴わない1年間の行政サービスに係るコストと、その対価として得られた受益者負担額を表します。

○ 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産が、1年間にどのように増減したかを表します。

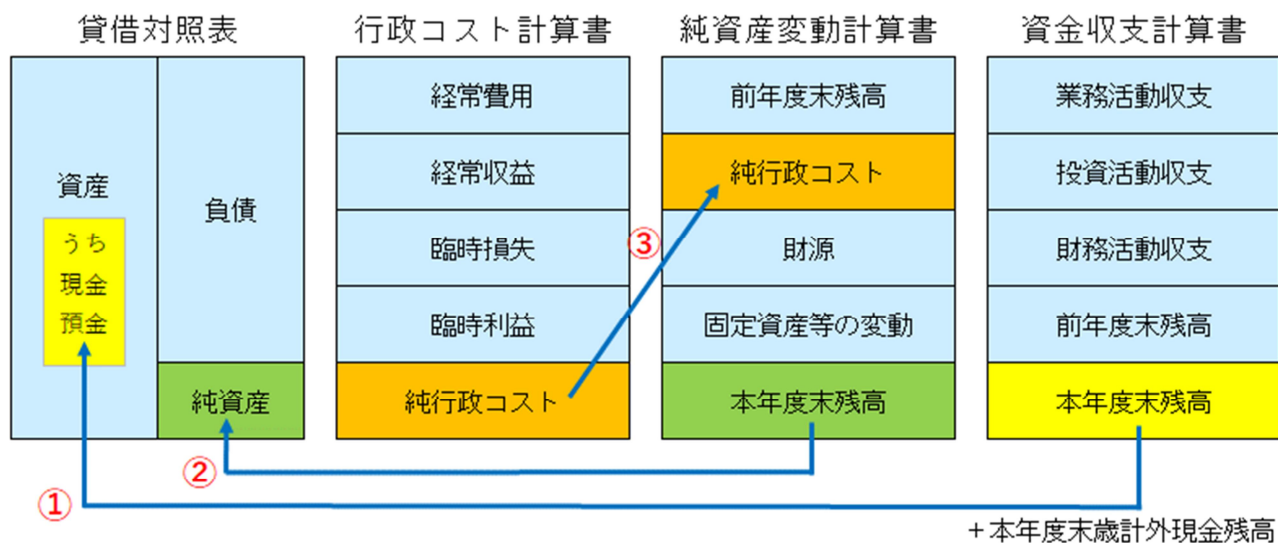
○ 資金収支計算書

1年間の行政サービスに係る現金の動きを表します。

また、財務書類等につきましては、「弘前市の統一的な基準による財務書類等」として市ホームページで公表しています。

Ⅲ-3 財務書類4表の相関関係

財務書類4表の相関関係は下図のとおりです。



①貸借対照表の資産のうち、「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を加えたものと対応します。

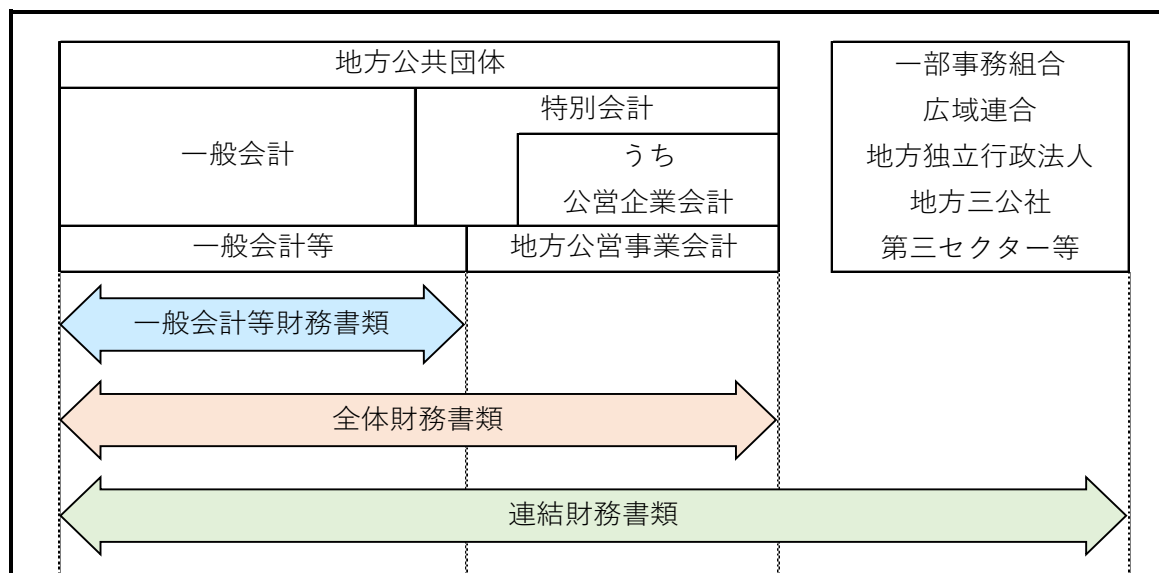
②貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の「本年度末残高」と対応します。

③行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

Ⅲ-4 作成財務書類

一般会計の財務書類である「一般会計等財務書類」、一般会計・特別会計・企業会計の財務書類となる「全体財務書類」、さらに一部事務組合や広域連合、第三セクター等を含めた「連結財務書類」を作成します。

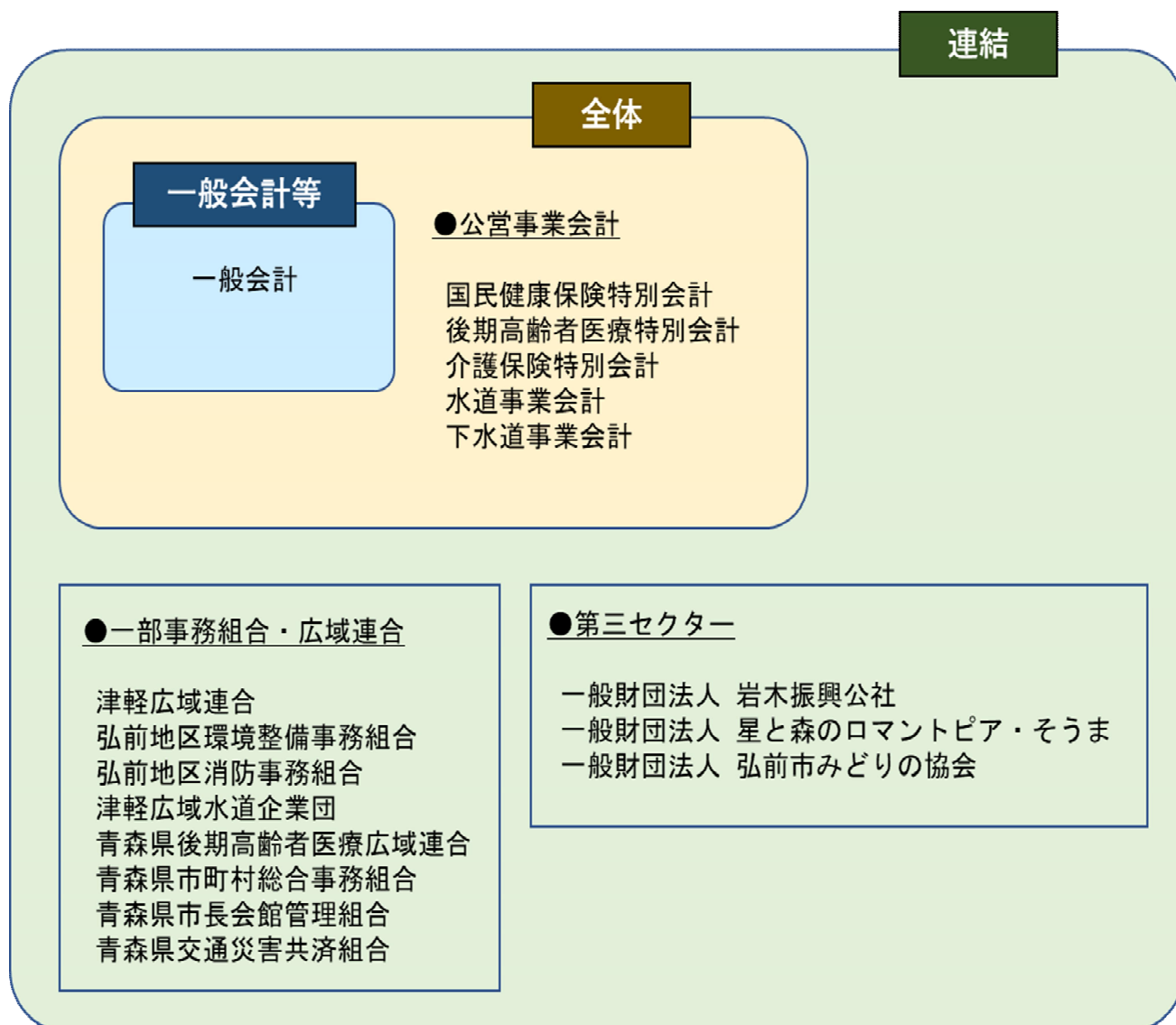
なお、「全体財務書類」及び「連結財務書類」については、連結対象となる会計・団体間の内部取引を相殺消去しています。



Ⅲ-5 財務書類の対象範囲

「一般会計等財務書類」、「全体財務書類」及び「連結財務書類」の対象となる団体（会計）は下図のとおりです。

なお、連結対象となる第三セクターは、市の出資比率が50%を超える団体、または市が業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を対象としています。



※令和5年3月31日に一般会計等における病院事業清算費特別会計は廃止しております。

IV 財務書類の内容

IV-1 貸借対照表

(1) 貸借対照表の概要

貸借対照表とは、年度末時点において学校や道路、現金などの資産をどれだけ保有しているのかを示すと同時に、その資産を取得するための財源がどのように調達されているのかを示した財務書類です。

貸借対照表では、左側（借方）に保有している「資産」の金額を計上し、右側（貸方）に「資産」を取得するための資金の調達元を「負債」と「純資産」に分けて、その金額を計上しています。また、「資産＝負債＋純資産」となることから貸借対照表をバランスシートともいいます。

○ 資産

これまでに形成された学校や道路などの公共施設や現金などが該当します。一般的に資産が多ければ市民等に対する行政サービスの提供能力が大きくなると考えられます。

○ 負債

これから支払わなければならない債務が該当し、「将来世代が負担する金額」という見方ができます。

○ 純資産

国や県からの補助金や市税収入など、返済義務の生じない財源が該当し、「これまでの世代が負担した金額」という見方ができます。

(単位：百万円)

借方				貸方			
	一般会計等	全体	連結		一般会計等	全体	連結
【資産の部】				【負債の部】			
1. 固定資産	235,476	310,687	319,961	1. 固定負債	75,808	141,536	145,287
事業用資産	100,200	100,309	106,111	地方債	68,099	109,756	111,849
インフラ資産	112,450	197,585	199,845	長期未払金	-	-	-
物品	1,247	5,253	6,306	退職手当引当金	7,710	8,317	9,975
無形固定資産	81	3,581	4,192	損失補償等引当金	-	-	-
投資及び出資金	13,641	△ 4,160	△ 5,899	その他	-	23,463	23,463
投資損失引当金	△ 4	-	-	2. 流動負債	8,934	17,501	19,120
長期延滞債権	942	1,233	1,233	1年内償還予定地方債	8,221	12,515	12,961
長期貸付金	33	33	33	未払金	5	4,183	4,290
基金	7,214	7,214	8,498	未払費用	-	-	-
その他	2	5	8	前受金	26	26	27
徴収不能引当金	△ 329	△ 366	△ 366	前受収益	-	-	-
2. 流動資産	5,452	21,056	24,541	賞与等引当金	611	695	830
現金預金	1,381	11,727	14,253	預り金	72	81	93
未収金	288	1,684	1,754	その他	-	1	920
短期貸付金	5	5	5	負債合計	84,742	159,038	164,407
基金	3,809	7,681	8,520	【純資産の部】			
棚卸資産	-	85	129	固定資産等形成分	239,290	318,372	328,486
その他	-	-	5	余剰分（不足分）	△ 83,104	△ 145,667	△ 148,410
徴収不能引当金	△ 30	△ 125	△ 125	他団体出資等分	-	-	20
3. 繰延資産	-	-	-	純資産合計	156,186	172,706	180,095
資産合計	240,928	331,743	344,502	負債・純資産合計	240,928	331,743	344,502

※表示単位未満を四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

(2) 市民一人あたりの貸借対照表

令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口 160,019 人に基づき算出しています。

(単位：千円)

借方				貸方			
	一般会計等	全体	連結		一般会計等	全体	連結
【資産の部】				【負債の部】			
1. 固定資産	1,472	1,942	2,000	1. 固定負債	474	884	908
事業用資産	626	627	663	地方債	426	686	699
インフラ資産	703	1,235	1,249	長期未払金	-	-	-
物品	8	33	39	退職手当引当金	48	52	62
無形固定資産	1	22	26	損失補償等引当金	-	-	-
投資及び出資金	85	△ 26	△ 37	その他	-	147	147
投資損失引当金	0	-	-	2. 流動負債	56	109	119
長期延滞債権	6	8	8	1年内償還予定地方債	51	78	81
長期貸付金	0	0	0	未払金	0	26	27
基金	45	45	53	未払費用	-	-	-
その他	0	0	0	前受金	0	0	0
徴収不能引当金	△ 2	△ 2	△ 2	前受収益	-	-	-
2. 流動資産	34	132	153	賞与等引当金	4	4	5
現金預金	9	73	89	預り金	0	1	1
未収金	2	11	11	その他	-	0	6
短期貸付金	0	0	0	負債合計	530	994	1,027
基金	24	48	53	【純資産の部】			
棚卸資産	-	1	1	固定資産等形成分	1,495	1,990	2,053
その他	-	-	0	余剰分(不足分)	△ 519	△ 910	△ 927
徴収不能引当金	0	△ 1	△ 1	他団体出資等分	-	-	0
3. 繰延資産	-	-	-	純資産合計	976	1,079	1,125
資産合計	1,506	2,073	2,153	負債・純資産合計	1,506	2,073	2,153

※表示単位未満を四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

(3) 貸借対照表の用語解説

用語	解説
事業用資産	インフラ資産及び物品以外の有形固定資産（学校や庁舎など）
インフラ資産	市民の社会生活の基盤となる資産（道路や橋りょうなど）
物品	弘前市物品会計規則に定める「重要物品」に該当する物品（車輛や美術品など）
無形固定資産	物理的な実態を有していない資産（ソフトウェアや温泉権など）
投資及び出資金	有価証券、出資金、出捐金
投資損失引当金	連結対象団体等に対する投資等について、その実質価格が著しく低下した場合の、実質価格と取得価格との差額
長期延滞債権	当年度以前に未回収となっている債権のうち、当年度においても未回収である債権
長期貸付金	貸付金のうち、流動資産に区分されるもの以外
基金（固定資産分）	流動資産に区分される基金以外

用語	解説
徴収不能引当金（固定資産分）	長期延滞債権に係る、過去の徴収不能実績率など合理的な基準に基づいて算定した徴収不能見込額
現金預金	歳計現金、歳計外現金
未収金	当年度において未回収である債権のうち、1年以内に発生したもの
短期貸付金	貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの
基金（流動資産分）	財政調整基金及び翌々年度以降に取り崩す計画が定められていない減債基金
棚卸資産	売却を目的に保有する資産
徴収不能引当金（流動資産分）	未収金に係る、過去の徴収不能実績率など合理的な基準に基づいて算定した徴収不能見込額
地方債（固定負債分）	地方債残高のうち、翌々年度以降の支払予定額
長期未払金	地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなすもの等のうち、流動負債に区分されるもの以外
退職手当引当金	基準日において全職員が自己都合により退職した場合の退職手当支給見込額
損失補償等引当金	履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した額
1年以内償還予定地方債	地方債残高のうち、翌年度の支払予定額
未払金	地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの等のうち、翌年度の支払予定額
未払費用	一定の契約に基づき継続して役務の提供を受けている場合で、基準日時点において提供された役務に対する支出未済額
前受金	基準日時点において、義務を履行していないものに対する収入額
前受収益	一定の契約に基づき継続して役務の提供を行う場合で、基準日時点において提供していない役務に対する収入額
賞与等引当金	基準日までの期間に対応する期末手当、勤勉手当及び法定福利費相当額
預り金	基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債
固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として金銭以外の形態（固定資産等）で保有されるもの。
余剰分（不足分）	地方公共団体の費消可能な資源の蓄積をいい、原則として金銭の形態で保有されるもの。

IV-2 行政コスト計算書

(1) 行政コスト計算書の概要

行政コスト計算書とは、民間企業会計の「損益計算書」にあたるもので、4月1日から翌年の3月31日までの1年間の行政活動のうち、福祉サービスや道路の除排雪など、行政が提供する資産形成以外の経常的なサービスに係る経費を「経常経費」として、また、その行政サービスに対する使用料や手数料などの受益者負担額を「経常収益」として示した財務書類です。

行政コスト計算書を見ることで、人件費や社会保障給付費などの経常的なコストの水準と、そのコストについて、受益者負担により、どの程度賄われているのかを見ることができます。

また、建物や道路などの固定資産が1年間使用されたことによる価値の目減り分にあたる減価償却費や、退職手当引当金の当年度発生額など、当年度に現金支出が伴わないものもコストとして把握し、行政コスト計算書に計上しています。

(単位：百万円)

	一般会計等	全体	連結
経常費用 A	79,313	120,646	140,328
1. 業務費用	34,257	43,223	47,715
(1) 人件費	9,955	11,061	13,600
(2) 物件費等	22,088	27,643	28,842
(3) その他の業務費用	2,213	4,519	5,272
2. 移転費用	45,057	77,423	92,613
(1) 補助金等	12,251	50,083	42,489
(2) 社会保障給付	27,284	27,295	50,075
(3) 他会計への繰出金	5,476	-	-
(4) その他	45	46	49
経常収益 B	3,012	9,115	8,776
1. 使用料及び手数料	1,148	6,945	5,858
2. その他	1,864	2,170	2,919
純経常行政コスト C = A - B	76,302	111,531	131,551
臨時損失 D	1,170	1,234	1,241
臨時利益 E	14	38	40
純行政コスト F = C + D - E	77,458	112,727	132,752

※表示単位未満を四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

(2) 市民一人あたりの行政コスト計算書

令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口 160,019 人に基づき算出しています。

(単位：千円)

	一般会計等	全体	連結
経常費用 A	496	754	877
1. 業務費用	214	270	298
(1) 人件費	62	69	85
(2) 物件費等	138	173	180
(3) その他の業務費用	14	28	33
2. 移転費用	282	484	579
(1) 補助金等	77	313	266
(2) 社会保障給付	171	171	313
(3) 他会計への繰出金	34	-	-
(4) その他	0	0	0
経常収益 B	19	57	55
1. 使用料及び手数料	7	43	37
2. その他	12	14	18
純経常行政コスト C = A - B	477	697	822
臨時損失 D	7	8	8
臨時利益 E	0	0	0
純行政コスト F = C + D - E	484	704	830

※表示単位未満を四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

(3) 行政コスト計算書の用語解説

用語	解説
人件費	職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など
物件費等	消耗品購入費、施設管理委託料、道路除排雪経費、減価償却費など
その他の業務費用	地方債等に係る支払利息、徴収不能引当金繰入額など
補助金等	水道事業会計などの企業会計や各種団体・市民等に対する負担金、補助金など
社会保障給付	児童手当や生活保護扶助費等の扶助費など
他会計への繰出金	特別会計への繰出金
使用料及び手数料	行政サービスの対価として徴収する使用料及び手数料
臨時損失	災害復旧事業費や資産除売却損、投資損失引当金繰入額など
臨時利益	資産売却益など

IV-3 純資産変動計算書

(1) 純資産変動計算書の概要

純資産変動計算書とは、民間企業会計の「株主資本変動計算書」にあたるもので、貸借対照表の「純資産合計（＝これまでの世代が負担した金額）」が1年間でどのように変動したかを示した財務書類です。

(単位：百万円)

	一般会計等	全体	連結
前年度末純資産残高	157,254	172,721	180,944
純行政コスト	△ 77,458	△ 112,727	△ 132,752
財源	76,481	112,717	131,901
(1) 税収等	48,408	62,376	71,367
(2) 国庫補助金等	28,072	50,341	60,534
本年度差額	△ 978	△ 10	△ 851
資産評価差額	2	2	2
無償所管換等	△ 92	△ 8	△ 8
他団体出資等分の増加	-	-	-
他団体出資等分の減少	-	-	-
比例連結割合変更に伴う差額	-	-	8
その他	-	-	-
本年度純資産変動額	△ 1,068	△ 16	△ 849
本年度末純資産残高	156,186	172,706	180,095

※表示単位未満を四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

(2) 市民一人あたりの純資産変動計算書

令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口 160,019 人に基づき算出しています。

(単位：千円)

	一般会計等	全体	連結
前年度末純資産残高	983	1,079	1,131
純行政コスト	△ 484	△ 704	△ 830
財源	478	704	824
(1) 税収等	303	390	446
(2) 国庫補助金等	175	315	378
本年度差額	△ 6	0	△ 5
資産評価差額	0	0	0
無償所管換等	△ 1	0	0
他団体出資等分の増加	-	-	-
他団体出資等分の減少	-	-	-
比例連結割合変更に伴う差額	-	-	0
その他	-	-	-
本年度純資産変動額	△ 7	0	△ 5
本年度末純資産残高	976	1,079	1,125

※表示単位未満を四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

(3) 純資産変動計算書の用語解説

用語	解説
前年度末純資産残高	前年度末の純資産の額
純行政コスト	行政コスト計算書の「純行政コスト」を符号反転した数値と一致

用語	解説
税収等	地方税、地方交付税、地方譲与税など
国庫補助金等	国庫支出金、県支出金など
資産評価差額	有価証券などの評価差額
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等
本年度末純資産残高	貸借対照表の「純資産合計」と一致

IV-4 資金収支計算書

(1) 資金収支計算書の概要

資金収支計算書とは、民間企業会計の「キャッシュフロー計算書」にあたるもので、歳計現金の流れを収支の性質に応じて、「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」の3つに区分して表示することで、どのような行政活動に資金が必要とされているかを示した財務書類です。

○ 業務活動収支

行政サービスを提供するにあたり、毎年度継続的に収入・支出されるものを計上

○ 投資活動収支

学校や道路の整備などの資産形成や投資、基金などに係る収入・支出を計上

○ 財務活動収支

地方債などに係る収入・支出を計上

また、支払利息支出を除く業務活動収支に投資活動収支を加えた「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」も示しています。基礎的財政収支が黒字の場合は、地方債の発行に頼らずに、その年の行政サービスを提供できている状態を表しています。

基礎的財政収支（プライマリーバランス）

$$\begin{aligned} &= \text{支払利息支出を除く業務活動収支} \\ &\quad + \text{基金積立支出及び基金取崩収入を除く投資活動収支} \end{aligned}$$

なお、連結財務書類における資金収支計算書については、連結対象団体においてキャッシュフロー計算書を作成していない団体もあることから、作成を省略しています。

(単位：百万円)

	一般会計等	全体
業務活動収支	6,101	10,474
1. 業務支出	69,946	106,914
2. 業務収入	77,172	118,529
3. 臨時支出	1,125	1,141
4. 臨時収入	-	1
投資活動収支	△ 2,076	△ 4,926
1. 投資活動支出	7,454	11,176
2. 投資活動収入	5,378	6,250
財務活動収支	△ 4,148	△ 4,377
1. 財務活動支出	8,444	12,327
2. 財務活動収入	4,296	7,950
本年度資金収支額	△ 124	1,171
前年度末資金残高	1,433	10,484
比例連結割合変更に伴う差額	-	-
本年度末資金残高 A	1,309	11,655
前年度末歳計外現金残高	94	94
本年度末歳計外現金増減額	△ 23	△ 23
本年度末歳計外現金残高 B	72	72
本年度末現金預金残高 C = A + B	1,381	11,727

基礎的財政収支（プライマリーバランス）に関する情報

	一般会計等	全体
業務活動収支（支払利息を除く）A	6,392	11,244
投資活動収支（基金を除く）B	△ 2,406	△ 4,316
基礎的財政収支 C = A + B	3,986	6,928

※表示単位未満を四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

(2) 市民一人あたりの資金収支計算書

令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口 160,019 人に基づき算出しています。

(単位：千円)

	一般会計等	全体
業務活動収支	38	65
1. 業務支出	437	668
2. 業務収入	482	741
3. 臨時支出	7	7
4. 臨時収入	-	0
投資活動収支	△ 13	△ 31
1. 投資活動支出	47	70
2. 投資活動収入	34	39
財務活動収支	△ 26	△ 27
1. 財務活動支出	53	77
2. 財務活動収入	27	50
本年度資金収支額	△ 1	7
前年度末資金残高	9	66
比例連結割合変更に伴う差額	-	-
本年度末資金残高 A	8	73
前年度末歳計外現金残高	1	1
本年度末歳計外現金増減額	0	0
本年度末歳計外現金残高 B	0	0
本年度末現金預金残高 C = A + B	9	73

基礎的財政収支（プライマリーバランス）に関する情報

	一般会計等	全体
業務活動収支（支払利息を除く） A	40	70
投資活動収支（基金を除く） B	△ 15	△ 27
基礎的財政収支 C = A + B	25	43

※表示単位未満を四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

(3) 資金収支計算書の用語解説

用語	解説
業務支出	人件費、物件費等、支払利息、補助金等、社会保障給付、他会計への繰出金などに係る支出
業務収入	税収等、使用料及び手数料、業務支出の財源となる国県等補助金などに係る収入
臨時支出	災害復旧事業費などに係る支出
臨時収入	臨時に収入した額
投資活動支出	公共施設等整備費、基金積立金、投資及び出資金、貸付金などに係る支出
投資活動収入	基金取崩収入、貸付金元金回収収入、資産売却収入、投資活動支出の財源となる国県等補助金などに係る収入
財務活動支出	地方債の元金償還などに係る支出
財務活動収入	地方債の発行収入などに係る収入
歳計現金	地方公共団体の歳入歳出に属する現金
歳計外現金	入札保証金や源泉徴収所得税など、一時的に所有するが、最終的所有には属しない現金

V 財務書類に基づく分析指標

V-1 純資産比率及び将来世代負担比率

純資産比率＝純資産合計÷資産合計×100

将来世代負担比率＝地方債（1年以内償還予定分も含む）÷資産合計×100

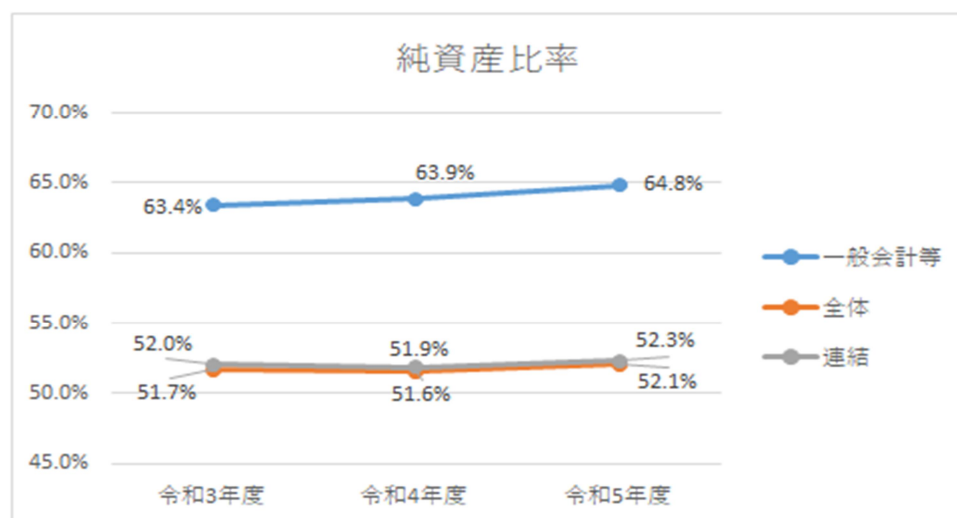
（1）純資産比率及び将来世代負担比率の内容

純資産比率とは、民間企業会計の「自己資本比率」にあたるもので、貸借対照表の資産合計のうち、「これまでの世代」が負担した金額（貸借対照表の純資産合計）の割合を示しています。一方、将来世代負担比率とは、貸借対照表の資産合計のうち、「将来世代」が負担する金額（貸借対照表の地方債（1年以内償還予定分も含む））の割合を示しています。

地方公共団体における平均的な値は、純資産比率は50%～90%の間、将来世代負担比率は10%～40%の間と言われています。（出典：『100問100答 新地方公会計統一基準 財務書類の作成と活用方法』）

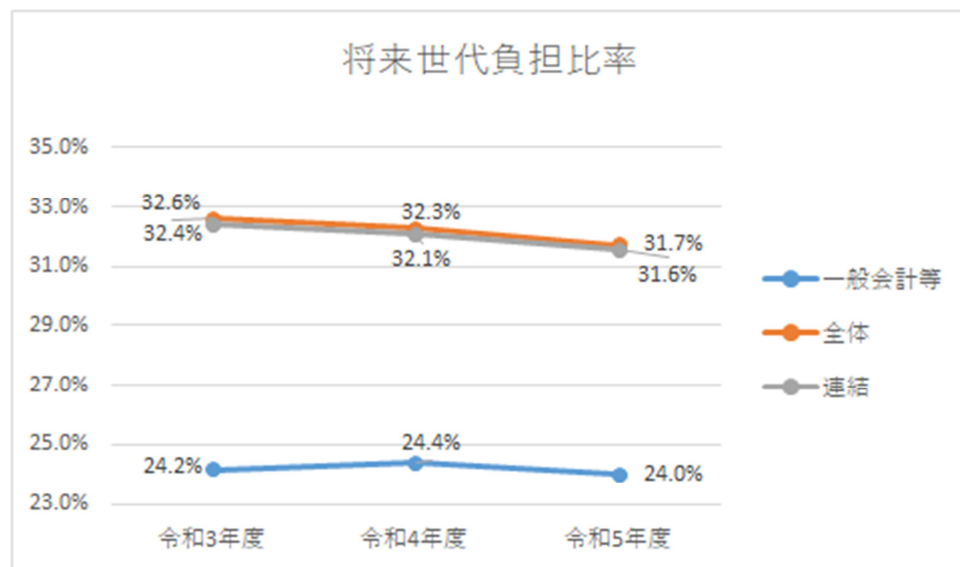
（2）純資産比率の算出結果

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
純資産比率	一般会計等	63.4%	63.9%	64.8%
	全体	51.7%	51.6%	52.1%
	連結	52.0%	51.9%	52.3%



(3) 将来世代負担比率の算出結果

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
将来世代 負担比率	一般会計等	24.2%	24.4%	24.0%
	全体	32.6%	32.3%	31.7%
	連結	32.4%	32.1%	31.6%



V-2 歳入額対資産比率

$$\text{歳入額対資産比率（年）} = \text{資産合計} \div \text{歳入総額}$$

（１）歳入額対資産比率の内容

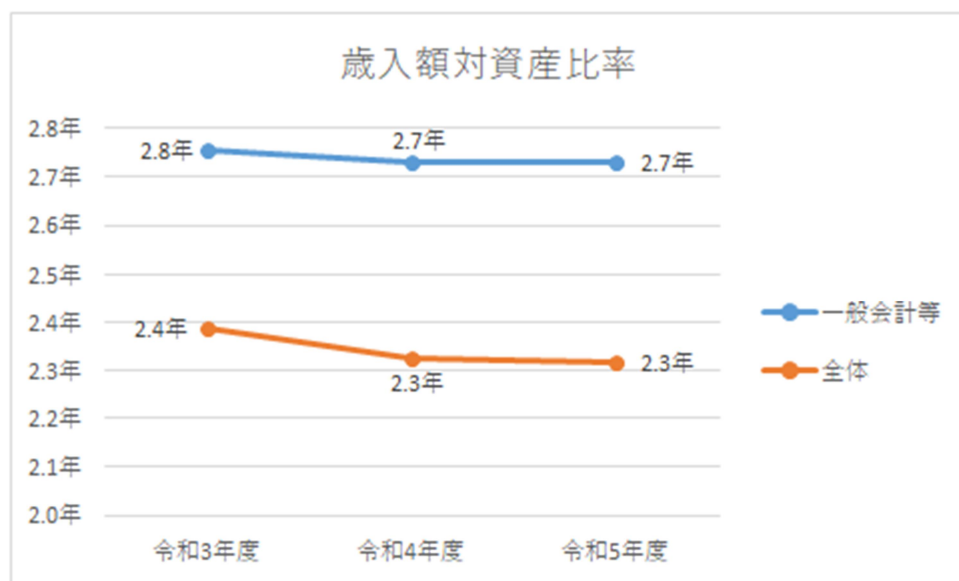
歳入額対資産比率とは、歳入総額（資金収支計算書の業務収入、臨時収入、投資活動収入、財務活動収入の合計）に対する貸借対照表の資産合計の割合を示したもので、資産の形成に何年分の歳入が充てられたかを表しています。

本比率が高ければ、社会資本整備などの資産形成に重点を置いてきたと見るができます。

地方公共団体における平均的な値は、３年～７年の間とされています。（出典：『100問 100 答 新地方公会計統一基準 財務書類の作成と活用方法』）

（２）歳入額対資産比率の算出結果

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計等	2.8年	2.7年	2.7年
全体	2.4年	2.3年	2.3年



V-3 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

$$= \text{減価償却累計額} \div (\text{償却資産帳簿価格} + \text{減価償却累計額}) \times 100$$

（１）有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の内容

有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）とは、貸借対照表の有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）のうち、償却資産に係る取得価格に対する減価償却累計額の割合を示しています。

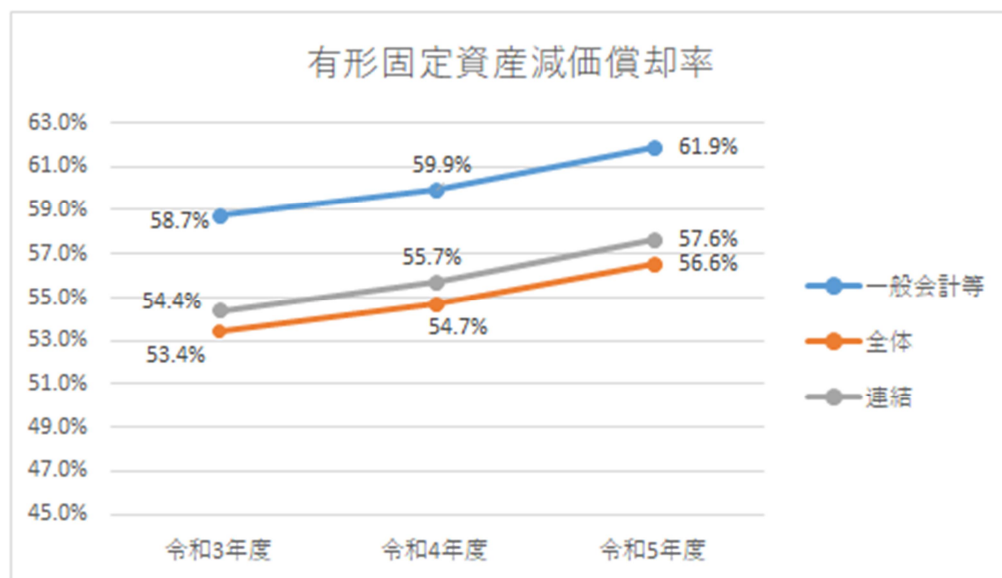
例えば、耐用年数が10年の償却資産について、使用を開始してから1年経過すると、有形固定資産減価償却率は10％となり、10年経過すると100％となります。

耐用年数以上に使用することが可能な資産も数多く存在しており、有形固定資産減価償却率が100％となっても、直ちに当該資産を使用することができなくなるわけではありませんが、本比率が高い場合は、維持更新のための投資が、近い将来に必要となる可能性が高いと考えられます。

地方公共団体における平均的な値は35％～50％の間と言われています。（出典：『100問100答 新地方公会計統一基準 財務書類の作成と活用方法』）

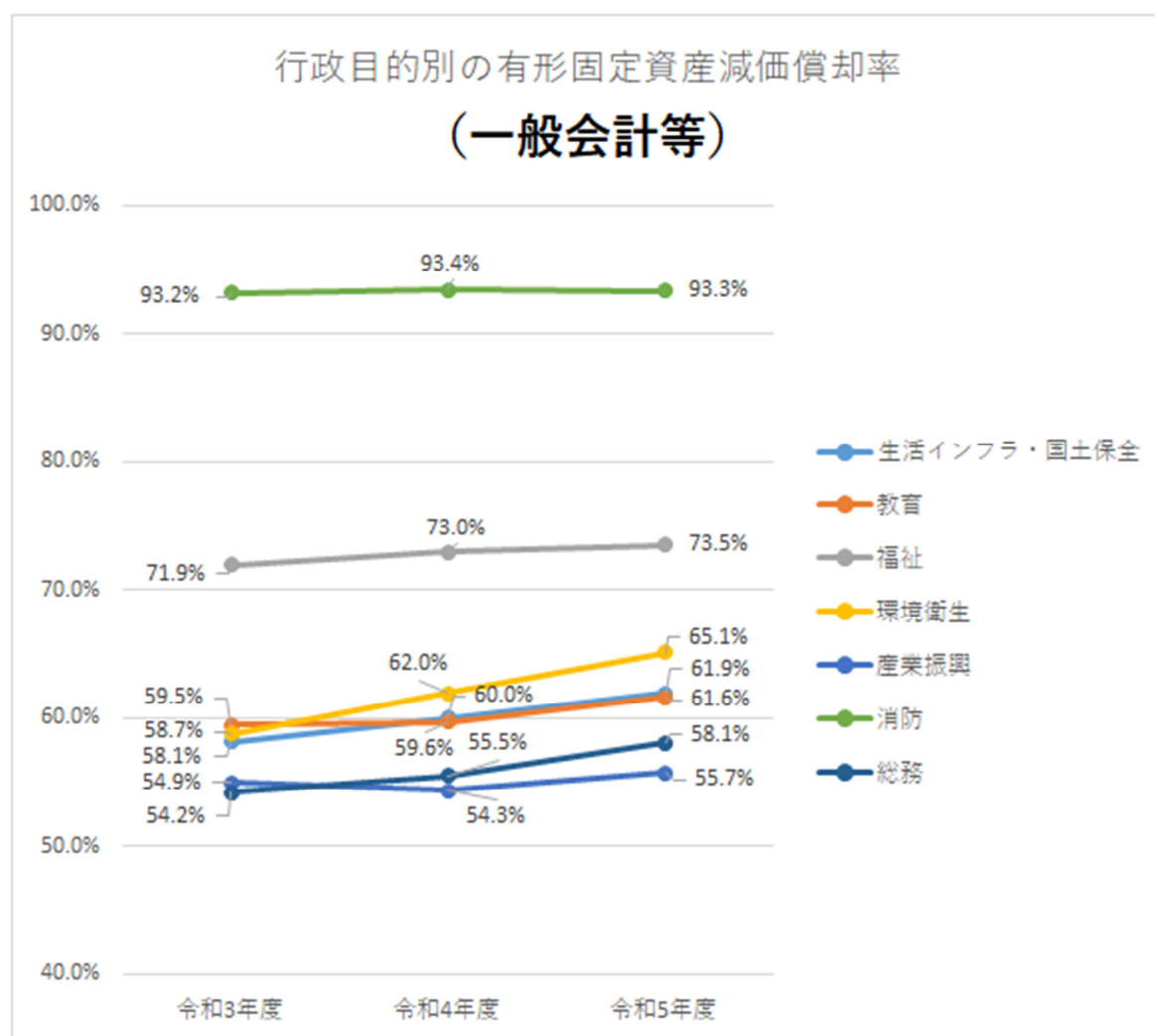
（２）有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の算出結果

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計等	58.7%	59.9%	61.9%
全体	53.4%	54.7%	56.6%
連結	54.4%	55.7%	57.6%



(3) 一般会計等における行政目的別の有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の算出結果

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活インフラ・国土保全	58.1%	60.0%	61.9%
教育	59.5%	59.6%	61.6%
福祉	71.9%	73.0%	73.5%
環境衛生	58.7%	62.0%	65.1%
産業振興	54.9%	54.3%	55.7%
消防	93.2%	93.4%	93.3%
総務	54.2%	55.5%	58.1%



V-4 一般会計等における有形固定資産の行政目的別割合

有形固定資産の行政目的別割合＝行政目的別有形固定資産÷有形固定資産

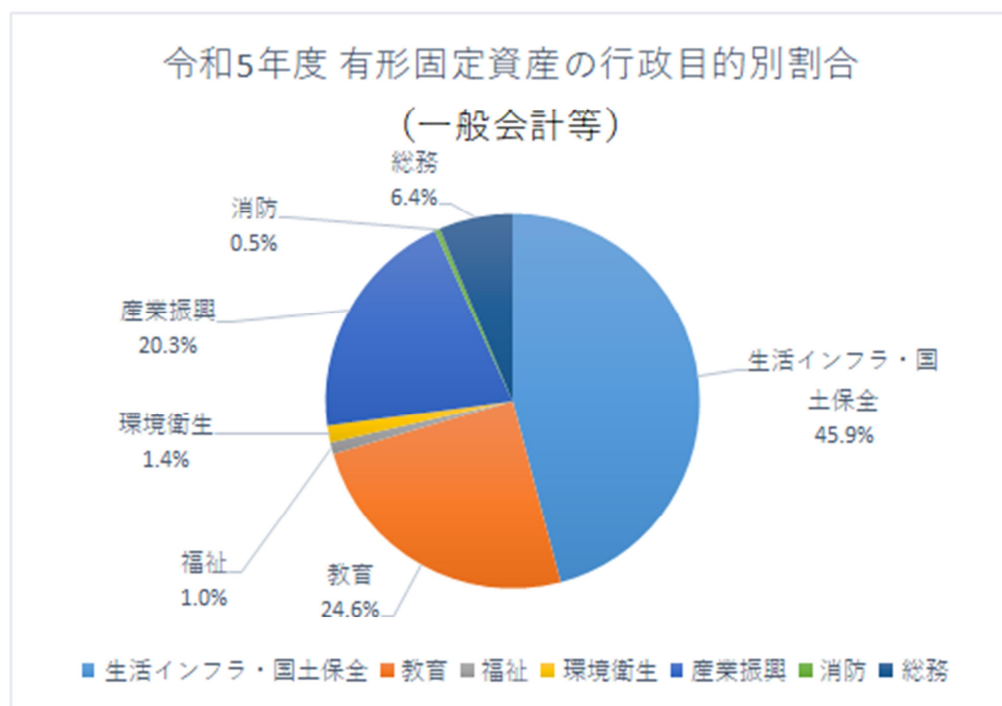
(1) 有形固定資産の行政目的別割合の内容

有形固定資産の行政目的別割合とは、貸借対照表の有形固定資産における行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育など）有形固定資産の割合を示したもので、行政分野ごとの社会資本形成の比重を把握することが可能となります。

(2) 一般会計等における有形固定資産の行政目的別割合の算出結果

	令和5年度	
	金額(千円)	構成比
生活インフラ・国土保全	98,125,602	45.9%
教育	52,524,545	24.6%
福祉	2,144,188	1.0%
環境衛生	3,090,455	1.4%
産業振興	43,399,142	20.3%
消防	982,316	0.5%
総務	13,629,817	6.4%
計	213,896,065	100.0%

※表示単位未満を四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。



弘前市の統一的な基準による財務書類等（概要版）

— 令和 5 年度 —

令和 7 年 3 月発行

弘前市 財務部 財政課

TEL : 0172-35-1110